

I グランドハンドリング

I01 制限区域内における事故防止について

- I01-1 ICAO の SMS による観点により、空港制限区域内事故防止対策検討会には、正式メンバーとして現場労働者も参加させること。
- I01-2 タイヤガード未設置の PBB に、タイヤガードを可及的速やかに設置すること。また、東京国際空港における今後の設置計画を示すこと。
- I01-3 厚生労働省の救急蘇生法の普及啓発により、国の合同庁舎等にも AED(自動体外式除細動器)の設置がすすめられていることなどを踏まえて、ランプ内に AED を設置すること。
- I01-4 作業員の安全確保の観点からも、制限区域内の作業車両の排気ガスが環境省の基準に満たされているのかを調査し、その分析結果を開示すること。
また、満たされていないのであれば、その車両がどのタイプで今後はどのような対策を講じていくのかを開示すること。
- I01-5 東京国際空港における出発旅客と到着旅客の導線を分離し、混在しないようにすること。また、到着旅客のクリーンエリアへの逆流防止の為、手荷物受取りの有無に係わらず、導線を統一すること。